

東財発第789号
令和5年3月30日

入札参加者 各位

東海村長 山田 修
(公 印 省 略)

建設工事及び建設コンサルタント業務における契約保証及び前払金保証
に係る保証証書等の電子化について

本村では、令和5年4月1日より、建設工事及び建設コンサルタント業務に
関して、電子化された保証証書等の提出を認めることとしましたので、下記事
項に留意のうえ御対応くださるようお願いいたします。

記

1 対象となる方法

建設工事及び建設コンサルタント業務に係る契約書に定める「電子情報処理
組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方
法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認め
た措置」及び「電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社
が定め、発注者が認めた措置」については、次のとおりとする。

○受注者が、保証事業会社との間で、保証契約を締結したものであって、電子
証書等閲覧サービス上にアップロードされた保証証書等を閲覧するために
用いる契約情報及び認証情報を発注者に提供し、発注者が、当該契約情報及
び認証情報を用いて当該保証証書等を閲覧する方法。

2 手続きの方法

別添のとおりとする。

3 適用期日

令和5年4月1日以降に発注する建設工事及び建設コンサルタント業務に適
用する。

4 その他

- (1) 従来の紙による保証証書等の提出も可能とする。
- (2) PDF 方式により発行された保証証書等を電子メール等により提出する
方法は対象外とする。

別添

電子保証を行う場合の契約手続きについて

建設工事及び建設コンサルタント業務における契約保証及び前払金保証について、令和5年4月1日以降の契約から、電子化された保証証書の提出を可能としましたのでお知らせいたします。(引き続き、紙での提出も可能です。)

なお、電子保証を行う場合は、以下の手順により手続きくださるようお願いいたします。

1 保証契約について（フロー図の1～2）

保証事業者との間で、電子保証により保証契約を締結してください。

なお、手続きの方法については、保証事業者にお問合せください。

2 認証キーの提出（フロー図の5）

保証契約を締結すると、保証事業者から認証キーが通知されます。発注者に、契約書等を提出する際、認証キーが記載された書面をあわせて提出してください。

※発注者は、認証キーを使って保証契約の内容を確認します。（フロー図の6）

